

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
ホームページバナー広告掲載要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「財団」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 広告の内容等

次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団ホームページの公共性および品位を損なうおそれのあるもの
- (2) ホームページ利用者に著しく不適合な商品・サービスを提供するもの
- (3) プライバシーの侵害、差別を肯定・助長する可能性が高いもの
- (4) 法令、規則等に違反するもの
- (5) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (6) 政治活動、選挙活動、宗教活動、意見広告、風俗営業および個人の宣伝に関するもの
- (7) あたかも財団が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) その他、広告として適当でないと財団が認めるもの

3. 広告掲載の位置

掲載する広告の位置は、トップページ内で財団が指定した場所とする。

4. 広告の規格および掲載料等

- (1) バナー広告の規格は、幅 172px 高さ 54px jpg 形式もしくは png 形式とする。
- (2) 掲載料は 1 月 1 万円とする。
- (3) 広告を掲載する期間は 1 月を単位とし掲載申込みのあった期間とする。ただし、連続する掲載期間は、最長 12 月とする。
- (4) 掲載開始日は、毎月 1 日（財団の休日の場合は翌日）とする。

5. 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載の希望者は、掲載する月の 1 月前（1 日）までに、「バナー広告掲載申込書（様式 1）」を提出するものとする。
- (2) 1 日が、休日（土日）や祝日の場合は、その休日の前日（平日）を締め切り日とする。

## 6. 広告掲載の決定等

- (1) 財団は、広告掲載の申込みがあったときはこれを審査し、広告掲載の可否を決定する。
- (2) 財団は、広告掲載の可否について、「バナー広告に係わる決定通知書（様式2）」を広告掲載申込者に通知する。
- (3) 広告掲載申込者は、「バナー広告に係わる決定通知書」を受領後、財団が発行した請求書に基づき、広告掲載料を指定の期日までに納付するものとする。財団は入金確認後、広告を掲載するものとする。

## 7. 広告掲載料の返還

既納の広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかった場合を除き返還しない。

## 8. 広告掲載の取消し

財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を中止し、または掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から広告掲載を中止する申出があったとき
- (2) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき
- (3) 広告主が虚偽の申込みまたは不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき
- (4) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (5) その他、財団が特に必要があると認めたとき

## 9. バナー広告・リンク先 URL の変更

- (1) 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月の場合は、3月単位で当該広告の内容を変更することができる。
- (2) 広告主がバナー広告・リンク先の URL を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して10日前までに、「バナー広告掲載変更申請書（様式3）」を財団に届け出るものとする。

## 10. 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の記載内容等その他当該広告に関するすべての事項について、それによって生ずる一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、当財団に対して、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてについてその権利処理が完了していることを保証するものとする。
- (3) 第三者から、広告主または当財団あるいはその双方に対し、掲載されたバナー広告によって損害賠償請求等がなされた場合には、これを広告主の責任及び負担において解決す

るものとする。

- (4) 広告主は、広告の内容又はリンク先ウェブページの内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又は本広告掲載要領等に抵触するものであるときは、速やかに当財団へ報告しなければならない。

#### 11. その他

- (1) 広告主は、バナー広告の掲載が法令または本広告掲載要領に違反し、それによって、当財団の財産、名誉、業務上の信用等が毀損された場合、または、当財団が第三者より損害賠償請求、削除請求、その他法的措置等を講じられた場合には、それによって当財団に生じた損害のほか、各種対応費用、弁護士費用等を、当財団に対して支払わなければならない。
- (2) 当財団サイトは、法令等による決定、官公署による行政指導または行政処分、火災、地震等の自然災害などの不可効力による通信の停止等、財団の責に帰すべき事由によらず生じたバナー広告の配信遅延または配信不能については、一切その責任を負わないものとする。
- (3) 当財団は、バナー広告の掲載後についても、当該広告の内容を審査し、バナー広告の掲載を取消し、修正変更その他バナー掲載に関するすべての事項について、これをいつでも決定できる権利を有するものとする。
- (4) 当財団は、広告主のバナー広告の掲載が、法令または本広告掲載要領に違反するものと判断した場合には、当財団の判断により、これをいつでも削除、修正等することができる。

#### 附則

この要領は、平成29年8月10日から施行する。

様式 1

<p>公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団ホームページ                  バナー広告掲載申込書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>ブルーシー・アンド・グリーンランド財団                  理事長 菅原 悟志 様</p>	
<p>所在地                  法人名                  申込者 代表者名                  電話番号</p>	
<p>⑩</p>	
<p>次のとおり申し込みます。</p>	
<p>掲載希望期間</p>	<p>年 月から 年 月まで ( カ月)</p>
<p>リンク先URL</p>	
<p>広告の内容                  (掲載予定のバナー                  のデザインを添付)</p>	
<p>連絡先</p>	<p>担当者所属・氏名</p>
	<p>電話</p>
	<p>FAX</p>
	<p>Eメール</p>
<p>その他</p>	<p>・ 申込みにあたっては、バナー広告掲載要領の内容を遵守します。</p>

備考 会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください。

様式 2

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団ホームページ  
バナー広告に係わる決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人ブルーシー・アンド・  
グリーンランド財団  
理事長 菅原 悟志

当財団ホームページへのバナー広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定したので  
通知します。

記

1. 決定区分

掲載を許可します。  掲載を許可しません。

※掲載を許可しない場合の理由

2. 掲載期間

年 月から 年 月まで ( カ月)

3. リンク先 URL

4. 広告掲載料 円

※支払期日 年 月 日

※振込先

- ・ 銀行名 みずほ銀行
- ・ 支店名 新橋支店 (支店番号 130)
- ・ 口座名義 公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
(口座名義付) (ザイ)ブルーシーアンドグリーンランドザイダン
- ・ 口座番号 普通 8312091

※誠に恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担をお願い申し上げます。

様式3

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団ホームページ  
 バナー広告掲載変更申請書

ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
 理事長 菅原 悟志 様

貴財団ホームページ広告の掲載を、以下のとおり変更します。

なお、広告の掲載にあたっては、貴財団ホームページバナー広告掲載要領を遵守します。

変更する項目	<input type="checkbox"/> バナー広告原稿		<input type="checkbox"/> リンク先	
法人名				
申請日	年	月	日	
所在地	〒	-		
担当者所属・氏名				
連絡先	TEL		FAX	
	E-Mail			
	その他連絡先			
リンク先名		リンク先 アドレス	http://	
リンク先ホームページの概要				
掲載期間	年 月～ 年 月 ( カ月)			
広告(バナー)の内容				
変更する広告(バナー)原稿の備考				
備考				

